平成２２年（フ）第１９２号
兵庫県川西市清和台東４丁目19番地の21
債務者　脇坂　繁雄
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７１号
徳島県名西郡石井町石井字石井2502番地19
債務者　佐川　みき
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０３号
徳島県吉野川市鴨島町内原70番地５、旧住所岩手県盛岡市厨川１丁目12番２号　厨川コーポ101号
債務者　工藤　正徳
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１２号
徳島県板野郡藍住町住吉字逆藤39番地38
債務者　櫻田　葉子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１９号
徳島県小松島市田浦町字東内17番地の２
債務者　藤川　庄平
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２９号
徳島市住吉４丁目８番12号
債務者　池上　清治
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３０号
徳島市住吉４丁目８番12号
債務者　池上　祐子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４７号
徳島市金沢１丁目９番７―244号
債務者　中村　幸機
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５０号
徳島県小松島市日開野町字高須88番地の11、旧住所徳島県小松島市小松島町字今開12番地の５―202号
債務者　佐々木菜摘
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５１号
徳島県板野郡北島町鯛浜字大西34番地33
債務者　島原　利文
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５９号
徳島市鷹匠町４丁目27番地の１―102号
債務者　十河　正男
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６０号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜140番地
債務者　富永　一郎
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６１号
徳島市佐古七番町８番３号
債務者　福山　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６２号
徳島県板野郡藍住町徳命字前須東195番地２
債務者　岡　　惠子（旧姓石岡）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６３号
徳島市春日１丁目７番29号
債務者　山崎　明代
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６４号
徳島市三軒屋町外23番地の126―102号
債務者　篠原　壽美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６５号
徳島市南矢三町９番10―201号
債務者　片岡　友弘
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６６号
徳島県徳島市国府町府中509番地の１
債務者　中須　孝夫
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部